

令和6年度 建築工事（A建築工事） 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

大阪市の登録種目	020 建築一式工事
大阪市の工事種目	02A 建築工事
建設業法上の建設工事の種類	建築一式工事
建設業許可の業種	建築工事業

物件等級	経営事項審査 の 総合評定値 (P点)	予定価格 (税込)	地域要件			受注可能本数		
			本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者
B	800点～ 1,099点	6億円未満 1.5億円以上	南北 ※1	入札参加不可	2本	受注不可		
C	650点～ 799点	1.5億円未満 3.5千万円以上						
D	650点未満	3.5千万円未満						

- 経営事項審査の総合評定値（P点）は、入札書提出日において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- 予定価格1億円（税込）以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。
なお、経営事項審査の総合評定値（P点）が800点以上の者で、当該業種において一般建設業許可の者は、予定価格3.5千万円（税込）以上1億円（税込）未満の案件に参加できるものとする。
- 令和5年1月1日から令和5年12月31日の間に完成した大阪市住宅供給公社又は大阪市発注工事のうち、工事種目（01 土木工事、02A 建築工事、03 舗装工事、04 電気工事、05 給排水衛生冷暖房工事及び06 造園工事）において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数から1本を減ずるものとし、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは、1本限りとする。
- 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
【本店業者】主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
【支店業者】主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
【市外業者】契約締結の営業所を大阪市外としている者
- この取扱いにより難しい場合は、本取扱いと異なる取扱いができるものとする。

※1 南北（区）建築工事、電気工事

北	西淀川、淀川、東淀川、此花、福島、北、都島、旭、鶴見、城東、東成
南	港、西、大正、中央、浪速、天王寺、西成、阿倍野、住之江、住吉、生野、東住吉、平野

※2 南北（区）給排水衛生冷暖房工事

北	西淀川、淀川、東淀川、此花、福島、北、都島、旭、鶴見、城東
南	港、西、大正、中央、浪速、天王寺、東成、西成、阿倍野、住之江、住吉、生野、東住吉、平野